

令和4年度 第2回島田市個人情報保護審議会 意見・質問について（後日回答分）

	案件	資料	意見・質問	回答
1	抗原定性検査キット配布事業	P6	個人情報の記録項目のその他（チェックリスト）は、どのようなものか。	【参考1】のとおりである。
			チェックリストの、チェック項目「中学生以上64歳未満」「基礎疾患（※）がない」「妊娠をしてない」に該当しない場合はどうなるのか。	チェック項目に該当しない「小学生以下、65歳以上」「基礎疾患がある」「妊娠している」場合は、抗原定性検査キットで検査するのではなく、医療機関へ受診し、検査を受けてもらうことになる。
2	空港見学会参加者募集事務	P16	県から補助金などが出ている事業であるか。	審議会では「市の単独事業」として回答したが、間違っており、正確には、県の空港隣接事業補助金で支援(50%)を受けた県と市の共同事業になる。
3	災害義援金受付事務	P26	領収書を必ず発行するのか。	事務的な話として、原則、受け取った義援金に対しては、領収証書（受領書）を発行している。なお、窓口を持参した場合、振込の場合も同様である。振込の場合は、振込人を確認し、送付先が分かるようであれば、領収証書（受領書）を発送している。ただし、匿名の場合や振込人が分からない場合は、領収証書（受領書）は発行していない。
4	島田市立図書館視聴覚資料の館内視聴申請取扱事務	P31	視聴覚機器等の不具合や忘れ物があった際、本人に連絡するために、氏名、住所、電話番号を収集することは分かるが、『趣味・し好』を収集するということは、収集した内容を分析したり、活用したりすることがあるということか。	収集した『趣味・し好』を分析したり、活用したりすることはない。なお、この個人情報の記録項目『趣味・し好』は、【参考2】視聴覚資料館内視聴申請書に記載される視聴覚資料の番号やバーコードを通じて分かる内容であり、『趣味・し好』の内容（タイトルなど）を直接収集するものではない。
			事務の概要で『③事務手続きの中で、視聴申請用紙は、一定期間キャビネットに保管後、適切な方法で廃棄します。』とあるが、一定期間とはどのくらいの期間であるか。	今年度発生した申請用紙は、来年度末に廃棄します。（次年度末に廃棄します。）